

市第24号議案

横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者の指定

次のように横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者を指定する。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市民文化 会館関内ホール	中区太田町2丁 目23番地	(株)t v k コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄エージェンシー・(株)清光社・ (公財)横浜市芸術文化振興財団共同事業体 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ 代表取締役 山崎 行雄 社 長	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

(株) t v k コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相
鉄エージェンシー・(株)清光社・(公財)横浜市芸術文化
振興財団共同事業体の構成員

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役 山 崎 行 雄
社 長

- 2 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社テレビ神奈川

代表取締役 小 宮 邦 安
社 長

- 3 神奈川区栄町 5 番地の 1

株式会社相鉄エージェンシー

代表取締役 常 岡 豊
社 長

- 4 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役 鈴 木 信 俊
社 長

- 5 中区北仲通 4 丁目 40 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 澄 川 喜 一

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは
、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ

ならない。

(第7項から第11項まで省略)